

明石市屋外広告物条例による禁止地域等及び禁止物件一覧表

項目	県条例	市の考え方	市条例(案)	本市で想定される対象地域等	
禁止地域等 広告物等の表示又は設置を原則として禁止する地域等 ※適用除外の基準に適合する広告物等は表示又は設置が可能	都市計画法	県条例の規定に加え、都市計画法等の改正により追加される用途地域である「田園住居地域」については、屋外広告物法の改正(H30.4.1.施行予定)により規定されたことから、当該項目に盛り込みます。	都市計画法	第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	
	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (知事が指定する区域を除く)		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域 (市長が指定する区域を除く)		
	都市計画法	県条例と同様に規定します。	都市計画法	なし	
	景観地区 風致地区 特別緑地保全地区 伝統的建造物群保存地区 (知事が指定する区域を除く)		景観地区 風致地区 特別緑地保全地区 伝統的建造物群保存地区 (市長が指定する区域を除く)		
	県景観の形成等に関する条例		県景観の形成等に関する条例		
	景観形成地区 広域景観形成地区 (知事が指定する区域を除く)	現状、県条例により指定されている地区はなく、また、今後も地区指定にあたっては、県条例ではなく市条例に基づく指定制度を優先して活用していくこととなるため、市条例では規定はしないものとします。	規定なし	なし	
	規定なし (県条例では禁止物件として規定)	県条例においては、「禁止物件」に位置付けられています。禁止物件となると個人住宅の表札も掲出できないことから、適用除外の基準に適合する広告物を掲出することができる「禁止地域」に位置付けることとします。	県景観の形成等に関する条例 県指定景観形成重要建造物の敷地 (市長が指定するものを除く)	茨木酒造・太陽酒造・岩佐家住宅	
	県緑豊かな地域環境の形成に関する条例		市都市景観条例 市指定都市景観形成重要建築物の敷地 (市長が指定するものを除く)	15件(中崎公会堂、白沙荘、ほか個人住宅13件)	
	緑豊かな環境形成地域 (知事が指定する区域を除く)	都市計画区域外を対象としており、本市は市内全域が都市計画区域内であることから、市条例では規定しないものとします。	規定なし	なし	
	文化財保護法	県条例と同様に規定します。	文化財保護法		
国宝 国指定重要文化財 重要有形民俗文化財 上記の建造物の周囲50m以内の地域	国宝 国指定重要文化財 重要有形民俗文化財の建造物 上記建造物の周囲50mの以内の地域		国宝 国指定重要文化財	なし 明石城巽櫓 明石城坤櫓	
国指定または仮指定された 史跡、名勝、天然記念物の地域	国指定または仮指定された 史跡、名勝、天然記念物の地域		国指定史跡	明石城跡	

明石市屋外広告物条例による禁止地域等及び禁止物件一覧表

項目	県条例	市の考え方	市条例(案)	本市で想定される対象地域等		
禁止地域等 広告物等の表示又は設置を原則として禁止する地域等 ※適用除外の基準に適合する広告物等は表示又は設置が可能	県文化財保護条例	県条例と同様に規定します。	県文化財保護条例			
	県指定重要文化財 重要有形民俗文化財 上記建造物の周囲50m以内の地域		県指定重要文化財	石造燈籠(住吉神社) 石造五輪塔(西福寺) 高家寺本堂		
	県指定または仮指定された史跡、名勝、天然記念物の地域		県指定史跡	高丘古墳跡群 太寺廃寺塔跡(高家寺)		
			県条例で規定されているものと 同様の趣旨で市条例によるものを 規定します。	市文化財保護条例	県指定天然記念物	浜西のヒメコマツ(石生家内)
				市指定重要文化財 重要有形民俗文化財 上記の建造物の周囲50m以内の地域	市指定重要文化財	播州明石浦柿本太夫祠堂碑(柿本神社) 月照寺山門 織田家長屋門 石造五輪塔「善楽寺の平清盛五輪塔」 住吉神社楼門
				市指定または仮指定された史跡、名勝、天然記念物の地域	市指定有形民俗文化財	住吉神社の能舞台
				市指定史跡	旧明石藩主松平家廟所(長寿院) 横河重陳墓(観音寺) 林崎堀割渠記碑 カゲユ池古墳 光明寺の明治天皇行在所跡	
				市指定天然記念物	瑞応寺のそてつ 幣塚古墳	
	森林法	県条例と同様に規定します。	森林法	保安林指定地域あり(大久保町高丘の一部ほか)		
	保安林		保安林			
	自然公園法	県条例と同様に規定します。	自然公園法			
	国立公園 国定公園 (知事が指定する区域を除く)		国立公園 国定公園 (市長が指定する区域を除く)	国立公園	大蔵海岸の一部(瀬戸内海国立公園)のうち、商業地域、近隣商業地域を除く	
				国定公園	なし	
	県立自然公園条例	県条例と同様に規定します。	県立自然公園条例			
自然公園 (知事が指定する区域を除く)	自然公園 (市長が指定する区域を除く)		県立自然公園	なし		
自然環境保全法	県条例と同様に規定します。	自然環境保全法				
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域 (知事が指定する区域を除く)		原生自然環境保全地域 自然環境保全地域 (市長が指定する区域を除く)	なし			

明石市屋外広告物条例による禁止地域等及び禁止物件一覧表

項目	県条例	市の考え方	市条例(案)	本市で想定される対象地域等		
禁止地域等 広告物等の表示又は設置を原則として禁止する地域等 ※適用除外の基準に適合する広告物等は表示又は設置が可能	県環境の保全と創造に関する条例	県条例と同様に規定します。	県環境の保全と創造に関する条例	なし		
	県指定自然環境保全地域 環境緑地保全地域 (知事が指定する区域を除く)		県指定自然環境保全地域 環境緑地保全地域 (市長が指定する区域を除く)			
		県条例規定されているものと 同様の趣旨で市条例によるものを 規定します。	市環境の保全及び創造に関する基本条例	なし		
			市指定保護地区、保護樹林 (市長が指定する区域を除く)			
	都市の美観風致を維持するための 樹木の保存に関する法律	県条例と同様に規定します。	都市の美観風致を維持するための 樹木の保存に関する法律	なし		
	保存樹林のある地域		保存樹林のある地域			
	都市公園法		都市公園法			
	都市公園 その他の公園緑地等の公共空地で知事が指定する区域	県条例と同様に規定します。	都市公園 その他の公園、緑地等の公共空地で市長が指定する区域	都市公園	明石公園、石ヶ谷公園、明石海浜公園、大蔵海岸公園、金ヶ崎公園 その他近隣公園、街区公園 (市内415ヶ所あり)	
				その他の公園、緑地等で市長が指定する区域	なし	
	道路、鉄道、軌道及び索道の区間並びにこれらから展望できる地域で知事が指定する区域	県条例と同様に規定します。	道路、鉄道、軌道及び索道の区間並びにこれらに接続する地域で市長が指定する区域	※現行で、県知事が指定している以下の区域は、その内容を引き継ぎ、市条例制定と同時に市長が指定します。 ①第2神明道路、加古川バイパスの路端から200m以内の区域 ②山陽新幹線の路端から1,000m以内の区域(用途地域を除く) ③山陽本線の路端から100m以内の区域(用途地域を除く)		
	河川、池沼、溪谷、海浜、高原、山岳これらの付近の地域で知事が指定する区域	本市においては、溪谷、高原、山岳はないことから、市条例では規定しないものとします。	河川、池沼、海浜、これらの付近の地域で市長が指定する区域	河川	なし	
				池沼	なし	
海浜				なし		
これらの付近				なし		
港湾、空港、駅前広場、これらの付近で知事が指定する区域	本市においては、空港はないことから、市条例では規定しないこととします。	港湾、駅前広場、これらの付近で市長が指定する区域	港湾	なし		
			駅前広場	なし		

明石市屋外広告物条例による禁止地域等及び禁止物件一覧表

項目	県条例	市の考え方	市条例(案)	本市で想定される対象地域等	
禁止地域等 広告物等の表示又は設置を原則として禁止する地域等 ※適用除外の基準に適合する広告物等は表示又は設置が可能	官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の敷地	県条例と同様に規定します。	官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の敷地	官公署	国、地方公共団体、公団、公社等の庁舎
				学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、大学
				図書館	市立図書館 県立図書館
				公会堂	中崎公会堂
				公民館	公民館
				博物館	文化博物館 天文科学館
				美術館	なし
				体育館	中央体育館
	公衆便所	公衆便所すべて			
	古墳及び墓地、火葬場及び葬儀場の敷地並びに社寺及び教会の境域	県条例と同様に規定します。	古墳及び墓地、火葬場及び葬儀場の敷地並びに社寺及び教会の境域	古墳	古墳すべて
				墓地	墓地すべて
				火葬場	火葬場すべて
				葬儀場	葬儀場すべて
社寺				社寺すべて	
教会				教会すべて	
特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして知事が指定する地域又は場所	県条例と同様に規定します。	特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する地域又は場所	なし		

明石市屋外広告物条例による禁止地域等及び禁止物件一覧表

項目	県条例	市の考え方	市条例(案)	本市で想定される対象地域等
禁止物件 広告物等の表示又は設置を禁止する物件を規定	橋、トンネル、高架構造物、分離帯	県条例と同様に規定します。	橋、トンネル、高架構造物、分離帯	橋、トンネル、高架構造物、分離帯すべて
	石垣、擁壁など		石垣、擁壁など	石垣、擁壁などすべて
	街路樹、路傍樹		街路樹、路傍樹	街路樹、路傍樹すべて
	信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブミラー、道路上のさく、駒止、里程標など		信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブミラー、道路上のさく、駒止、里程標など	信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブミラー、道路上のさく、駒止、里程標など 道路法などによる施設すべて
	パーキングメーター、パーキングチケット発給設備		パーキングメーター、パーキングチケット発給設備	パーキングメーター、パーキングチケット発給設備すべて
	電柱、街灯など(知事が指定する区域内)		電柱、街灯など(市長が指定する区域内)	なし(指定区域がないため)
	消火栓、火災報知器、火の見やぐら		消火栓、火災報知器、火の見やぐら	消火栓、火災報知器、火の見やぐらすべて
	郵便ポスト、公衆電話ボックスなど	県条例と同様に規定し、加えて、「路上受変電設備」を規定します。	郵便ポスト、公衆電話ボックス、 路上受変電設備 など	郵便ポスト、公衆電話ボックス、路上受変電設備などすべて
	発電用風力設備、送電塔、送受信塔、照明塔	県条例と同様に規定します。	発電用風力設備、送電塔、送受信塔、照明塔	発電用風力設備、送電塔、送受信塔、照明塔すべて
	煙突、ガスタンク、水道タンクなど		煙突、ガスタンク、水道タンクなど	煙突、ガスタンク、水道タンクなどすべて
	銅像、神仏像、記念碑など		銅像、神仏像、記念碑など	銅像、神仏像、記念碑などすべて
	景観法による景観重要建造物、景観重要樹木(知事が指定するものを除く)		景観法による景観重要建造物、景観重要樹木(市長が指定するものを除く)	なし
	県指定景観形成重要建造物、景観形成重要樹木	禁止地域における考え方を参照	規定なし⇒禁止地域に規定	
	特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する物件	県条例と同様に規定します。	特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する物件	なし
道路の路面		道路の路面	道路の路面すべて	

明石市屋外広告物条例による禁止地域等及び禁止物件一覧表

項目	県条例	市の考え方	市条例(案)	本市で想定される対象地域等
<p style="text-align: center;">許可地域等</p> <p>基準に適合する 広告物を掲出する ことができる地域</p>	禁止地域等を除く以下の地域及び場所 ①知事の指定により禁止地域等から除かれた区域 ②道路、鉄道、軌道及び索道の区間並びにこれらから展望できる地域で知事が指定する区域 ③河川、池沼、溪谷、海浜、高原、山岳、これらの付近の地域で知事が指定する区域 ④港湾、空港、駅前広場、これらの付近の地域で知事が指定する区域 ⑤市の区域、都市計画区域の存する町	県条例の規定をもとに禁止地域等を除く市内全域を許可地域等とします。	市内全域(禁止地域等を除く)を許可地域等とします。	禁止地域等を除く市内全域
	<p>※「特定区域」 許可地域等のうち知事が指定する区域(自己敷地外建植え(野立広告物)の設置を禁止する)</p>	県条例と同様に規定します。	<p>※「特定区域」 許可地域等のうち市長が指定する区域(自己敷地外建植え(野立広告物)の設置を禁止する)</p>	※現行で、県知事が指定している以下の区域は、その内容を引き継ぎ、市条例制定と同時に市長が指定します。 ①国道250号の路端から100m以内の区域 ②山陽新幹線の路端から200m以内の区域 ③山陽本線の路端から100m以内の区域 ④山陽電鉄本線の路端から100m以内の区域

※赤字は県条例とは異なる、又は、追加して規定しているものです。